

第 8 2 号議案

加東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定の件

加東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

加東市立幼稚園設置条例(平成 1 8 年加東市条例第 7 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表加東市立福田幼稚園の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の加東市立幼稚園設置条例第 2 条の表の加東市立社幼稚園の位置の規定について、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間、

「

加東市立社幼稚園	加東市社 1 6 3 0 番地
----------	-----------------

」

とあるのは、

「

加東市立社幼稚園	第一幼稚園舎	加東市社 1 6 3 0 番地
	第二幼稚園舎	加東市東実 2 1 0 番地

」

と読み替えるものとする。

第 8 2 号議案 要旨

加東市立幼稚園設置条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

園児数の減少により加東市立福田幼稚園を閉園し、その施設は加東市立社幼稚園として使用するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 加東市立福田幼稚園の名称及び位置を削ること。（第 2 条関係）
- (2) 加東市立社幼稚園の位置に加東市東実 2 1 0 番地を追加すること。（附則関係）

3 施行期日 平成 3 0 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案										
<p>(幼稚園の名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(幼稚園の名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="217 400 575 456">名称</th> <th data-bbox="575 400 1099 456">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="217 456 575 512">加東市立社幼稚園</td> <td data-bbox="575 456 1099 512">加東市社1630番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 512 575 568">加東市立福田幼稚園</td> <td data-bbox="575 512 1099 568">加東市東実210番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	加東市立社幼稚園	加東市社1630番地	加東市立福田幼稚園	加東市東実210番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 400 1514 456">名称</th> <th data-bbox="1514 400 2051 456">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 456 1514 512">加東市立社幼稚園</td> <td data-bbox="1514 456 2051 512">加東市社1630番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	加東市立社幼稚園	加東市社1630番地
名称	位置										
加東市立社幼稚園	加東市社1630番地										
加東市立福田幼稚園	加東市東実210番地										
名称	位置										
加東市立社幼稚園	加東市社1630番地										